

## 伊丹市介護事業所食材調達支援事業 制度概要

目的	原油・資源等の価格高騰を受けている市内介護保険事業所に対し、利用者への食材提供に係る食材費等の一部を支援することにより、経済的負担の軽減を図り、利用者への安定したサービス提供を確保する。
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の介護保険サービス事業所。</li> <li>・利用者に食事（おやつを除く）の提供を行っている事業所（事業者による調理、配食サービス、弁当の購入等を含む。）。</li> <li>・交付申請日時点で営業している事業所。</li> <li>・制度開始日（令和5年7月1日）以降、基準日（令和4年3月31日）の食事提供価格から価格を値上げしていない事業所。</li> </ul> <p>但し、令和4年4月1日から令和5年6月30日までの間に、基準日時点を上回る価格で食事を提供していた場合でも、制度開始日以降、基準日時点の価格以下に変更した場合は対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス等、利用者に対する食事を外部に委託している（自ら調理していない）場合は、令和4年4月1日以降に委託費用（契約単価）の負担が増えた事業所。</li> </ul>
対象となる事業所の種別	<p>（入所系）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>（通所系）通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p>
支援額	<p>施設系：52,700円×申請日時点の施設定員数（特定施設入居者生活介護については、利用人数にて算定）</p> <p>通所系：12,100円×申請日時点の施設定員数</p> <p>※年度途中で事業所を開設した場合や、令和5年4月から6月の間で値上げをした等、一部、減額要件あり</p>
申請時期	令和6年1月4日から1月31日
実績報告時期	<p>1回目…令和6年1月4日から1月31日 ※1回目の実績報告は、補助申請を兼ねた様式(様式1号)</p> <p>2回目…令和6年3月1日から3月31日 (様式6号)</p>
申請兼実績報告(1回目)に必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供を行っていることが分かる書類の写し。</li> <li>（例）申請日時点の重要事項説明書、配食サービス等利用時の請求書、領収書等</li> <li>・食事価格を値上げしていないことが分かる書類の写し。</li> <li>（例）令和4年3月31日時点、令和5年7月1日時点、交付申請日時点の利用者への請求書等（計3部）</li> <li>・配食サービス等、利用者に対する食事を外部に委託している場合は、令和4年4月1日以降、委託費用（契約単価）の負担が増えたことが分かる書類の写し。</li> <li>（例）業者との契約書、領収書（単価が分かるもの）等（委託費用が増える前と増えた後で計2部）</li> <li>・振込先口座の通帳表紙をめくった見開き部分の写し。</li> <li>・令和5年4月2日以降に開設した事業所については、開設したことがわかる書類。</li> </ul>
実績報告(2回目)に必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年1月から3月の間に食事価格を値上げしていないことが分かる書類の写し。</li> <li>（例）実績報告日時点の利用者への請求書等（計1部）</li> </ul>
誓約事項	申請日以降、令和6年3月までの間に値上げは行わないという誓約（様式1号裏面に記載）。
交付決定の取消	介護保険サービスに係る事業を廃止または休止したとき。